

**別表1【新規】 (ワンストップ相談窓口)**

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
<p>当市が平成27年10月に策定した「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、自然、歴史等を背景とした多久市に現在ある資源、環境等を活かしてスモールビジネスを起こすなど、新たな事業展開や起業の促進を掲げている。</p> <p>また、令和2年度には、産業界・教育機関・金融機関・子育て団体・労働団体・メディア関係者など幅広く外部有識者からご意見等をいただきながら「第5次多久市総合計画」を策定した。この「第5次多久市総合計画」においても、創業希望者の状況に応じた支援の実施を掲げている。</p> <p>当市においては、多久市商工会や一般社団法人たく21がそれぞれ個別に創業支援を実施しており、令和4年度における多久市商工会への創業相談件数は5件、一般社団法人たく21への相談件数は2件であった。</p> <p>この「第5次多久市総合計画」の推進と実現のため、多久市商工会や一般社団法人たく21及び域内の金融機関等の創業支援等事業者との連携を図り、当市にワンストップサービス窓口を設置し、的確な相談先の紹介や取次ぎ等を行い、年間相談件数3件、うち1件の創業者創出を目標とする。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数：3件 創業者数：1件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>&lt;ワンストップ相談窓口&gt;【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市商工観光課に創業支援総合窓口(ワンストップサービス)を設置し、多久市商工会及び地域の金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は、多久市商工観光課の職員1名を市の窓口に配置し、相談対応を行う。</li> <li>・当市商工観光課では、市、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、市内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする。その情報については、市ホームページでも公開する。</li> <li>・また、多久市は、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、多久市商工会が実施する創業支援等事業を紹介する等、他の創業支援機関と連携して支援を行う。</li> </ul> <p>&lt;各連携機関が担う役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多久市商工観光課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係機関との連携により、地元資源の掘り起こし、活用法、事業化の可能性などについてアドバイスを行う。</li> <li>・新規出店者開業支援事業における店舗改装費の補助(中心市街地外)</li> <li>・各種補助金等活用助言</li> </ul> </li> <li>○多久市商工会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別相談の随時実施(資金、マーケティング、市場開拓、集客方法、サービスなど全般に渡る指導、商工会の経営指導員や専門家によるハンズオン支援など)</li> <li>・事業計画作成補助</li> <li>・補助金申請等の補助</li> </ul> </li> <li>○一般社団法人たく21 <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジショップ運営補助</li> <li>・開業支援事業における店舗改装費の補助(中心市街地内)</li> </ul> </li> <li>○地区の金融機関、日本政策金融公庫 <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融アドバイス</li> <li>・事業計画作成補助</li> </ul> </li> <li>○佐賀県よろず支援拠点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀よろず起業塾の開催(年2回、春…佐賀よろず起業塾、秋…佐賀よろず女性起業塾)</li> </ul> </li> </ul>

## ○佐賀県

- ・各種補助金等活用助言

<創業に必要な要素と各連携機関が担う役割>

### 1. 地域資源の活用の仕方（地域に眠る宝への気づき）

当市が、市内にある地域資源としてのみかん・びわ・桃などの果樹、棚田米、女山大根・桐岡なすの伝統野菜を有効活用するための情報提供を行う。また、多久市商工会は地域資源の分析や掘り起こし等により、資源の新たな活用や商品化についてアドバイスを行う。

### 2. ターゲット市場の見つけ方

市、商工会は、創業希望者に基本的な知識とターゲット市場の見つけ方を指導する。また、当市として力を入れて伸ばしていきたい市場については、ニーズ調査や事業者が行う調査への補助を実施する。

### 3. ビジネスモデルの構築の仕方

多久市商工会や金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、多久市商工会での個別相談により、ビジネスモデル構築に向けたアドバイスを行う。

多久市中心市街地外のエリアへの開業の希望者については、当市が空き店舗となっている場所について情報提供を行い、店舗の改装費について補助し、創業を支援する。

多久市中心市街地エリアへの開業の希望者については、一般社団法人たく21が店舗の改装費について補助し、創業を支援する。

また、チャレンジショップ出店によって、創業希望者に、より実践的なビジネスモデルの構築の機会を与える。

佐賀県よらず支援拠点において、マネージャー等が創業に必要な助言等を行い、創業の支援を行う。

### 4. 売れる商品・サービスの作り方

多久市商工会が、商品やサービスに対して専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスを行う。より専門的知見が必要な場合は、専門家を紹介する。また、事業者連携のためのマッチング支援を行う。

### 5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

多久市商工会が、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行うほか、販売価格のためのマッチング支援を行う。

チャレンジショップ出店者については、多久市商工会や一般社団法人たく21が協力し、専門家による助言により、適正価格・効果的販売方法を検討する。

### 6. 資金調達

(株)佐賀銀行、(株)佐賀共栄銀行、佐賀東信用組合、及び(株)日本政策金融公庫は資金調達に関するアドバイスを行う。創業希望者の資金計画の作成に関する支援を行う他、有利な融資制度の斡旋を行う。また、多久市商工会が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

### 7. 事業計画の作成

多久市商工会が、事業計画書の策定について専門家と一緒にアドバイスを行う。

また、補助金等の申請については、多久市商工会、日本政策金融公庫等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

### 8. 許認可、手続き

当市が、商工観光課において創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。また、より詳細な知識を必要とする場合には、多久市商工会を通して九州北部税理士会佐賀支部、佐賀県社会保険労務士会、佐賀県行政書士会などを紹介し、税務、労

務管理、起業手続きのアドバイスを行う。

#### 9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

多久市商工会と関係機関が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

##### <創業支援機関との連携>

各創業支援機関が支援を行った創業支援等対象者の情報に対しては、創業支援等対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、当市が情報収集・一元化を図り、創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業支援等対象者がどのような支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

##### <特定創業支援等事業について>

市が連携している多久市商工会及び佐賀県よろず支援拠点において特定創業支援等事業を実施する。

多久市商工会において、原則4回以上、1ヶ月以上の期間にわたり個別相談指導を受けた者で、経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの知識を「創業支援カルテ」により習得したと認められる者で、創業計画を策定した者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、多久市が証明書を発行する。(別表2-1)

佐賀県よろず支援拠点において、佐賀よろず起業塾として経営・財務・人材育成・販路開拓の各分野の内容を習得する起業塾の講座に最低1回ずつ出席し、かつ、事業計画を策定したことを個表によって確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、多久市が証明書を発行する(別表2-2)

##### <各事業の共通事項について>

本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を当市が把握することとし、創業支援等対象者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。

特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援等対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。

創業後についても、金融機関や多久市商工会等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については当市の広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど、広くPRする。

公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援等対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

#### (2) 創業支援等事業の実施方法

- ・多久市商工観光課に担当職員を1名配置
- ・ホームページ、市広報誌、ポスター、チラシ等での広報
- ・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に考慮しつつ、当市が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、創業支援機関と共有を図る。また、創業支援カルテや個表の管理も当市が行う。
- ・創業支援機関との連携を密にするため、月に1回報告会を実施し、情報共有を行う。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

令和6年7月1日～令和11年6月30日

## 別表 2-1 個別相談指導【新規 特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第30項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 多久市商工会
(2) 住所 佐賀県多久市北多久町大字小侍 687-19
(3) 代表者の氏名 会長 藤川範史
(4) 連絡先 TEL 0952-74-2144 FAX 0952-74-4090 担当者 北川 将史
創業支援等事業の目標
令和4年度の相談件数は5件で、そのうち創業件数は2件だった。窓口での個別相談は、経営・財務・人材育成・販路開拓などの創業に必要な知識について、随時行っている。商工会への相談者は、創業への意識は高いものの相談内容やステージは様々であり、創業まで至らないケースも多い。そのような状況を踏まえ、創業に繋がるよう継続的な個別相談支援を行うことにより、相談者の4割にあたる2人の創業を目指す。 (目標数) 創業支援対象者数：25件（5件×5年間） 創業者数：10件（2件×5年間）
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容＜個別相談指導＞【新規：特定創業支援等事業】 <ul style="list-style-type: none"><li>・現在、創業希望者を対象とする個別相談を随時行っている。</li><li>・創業に繋がるように商工会の経営指導員や専門家がハンズオン支援を行うなど内容を拡充し、金融機関とも連携しながら継続的な支援を行う。</li></ul> ○個別相談 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業化への具体性を再認識（採算性と将来性）【経営】</li><li>・創業への心構え、必要な手続き【経営・人材育成・財務】</li><li>・運営に必要な税務、経理【経営・財務】</li><li>・マーケティング及び販路【販路開拓】</li><li>・雇用の際に必要な知識【人材育成】</li><li>・創業融資、助成制度【財務】</li><li>・創業計画の作成【経営・人材育成】</li></ul> ※上記内容を数回に分けて実施予定
＜特定創業支援等事業について＞ <p>原則4回以上、1ヶ月以上の期間にわたり個別相談指導を受けた者で、経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの知識を「創業支援カルテ」により習得したと認められる者で、創業計画を策定した者を「特定創業支援等事業」の資格対象者とする。</p>
(2) 創業支援等事業の実施方法 <ul style="list-style-type: none"><li>・多久市商工会のHPや多久市のHP等で個別相談開催や施策のPR等を行う。創業後も、</li></ul>

国・県・市町等の支援制度を紹介して活用してもらうこととし、その後の状況把握を行うと共にアフターフォロー支援を行う。

- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名・住所・連絡先・指導内容・個別相談日等を記載した「創業支援カルテ」を作成し、事業終了後直ちに多久市に提出する。
- ・「創業支援カルテ」の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

令和6年7月1日～令和11年6月30日

別表 2 - 2 (佐賀よろず起業塾) 【新規 特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 3 0 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 公益財団法人 佐賀県産業振興機構(佐賀県よろず支援拠点) (2) 住所 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114 (3) 代表者の氏名 理事長 森 孝一 (4) 連絡先 TEL:0952-34-4433、FAX:0952-34-4412 担当者:佐賀県よろず支援拠点 大村一雄
創業支援等事業の目標
<p>【目標の根拠】</p> <p>公益財団法人佐賀県産業振興機構内の佐賀県よろず支援拠点は、2020 年秋から、毎年春と秋に起業塾を開催しており、2022 年度は参加者数 41 人中 13 人が 1 年以内に起業している。今回、関係機関との連携及び特定創業支援等事業を実施することで目標の達成を図る。</p> <p>【目標】</p> <p>年間 40 人を対象とした起業塾を開催し、関係機関との連携による体制の強化や、綿密な指導により、対象者 40 人のうち 1 割の 4 人が多久市での創業希望者と想定し、そのうち1人の創業実現を目指す。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容&lt;佐賀よろず起業塾&gt; 【新規 特定創業支援等事業】</p> <p>年 2 回、春に参加者の性別を限定しない「佐賀よろず起業塾」、秋に女性限定の「佐賀よろず女性起業塾」を開催する。各起業塾は、2 か月程の間で 15 講座(計 34 時間程度)を行うこととし、「特定創業支援等事業」とする。起業塾受講後、必要に応じて個別相談を行う。</p> <p>経営(創業に必要な手続き、新規創業のための融資制度、事業計画書の策定・助言)、財務(企業運営に必要な税務・経理知識)、人材育成(人を雇用する時のルール等)、販路開拓(マーケティング戦略、販売における IT の活用手法、プレゼン方法)及び事業計画策定の内容で実施し、各分野の内容が身につく講座には最低1回は出席することを必須とし、欠席した際の補講については、同内容の知識を習得できるよう個別相談において対応する。</p> <p>&lt;特定創業支援等事業について&gt;</p> <p>多久市での創業を計画している者が経営・財務・人材育成・販路開拓の各分野の内容を習得する起業塾の講座に最低1回ずつ出席し、かつ、創業計画を策定したことを個表によって確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、多久市が証明書を発行する。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多久市及び佐賀県よろず支援拠点が、会場(佐賀県産業振興機構の無償提供等)、広報(市報、多久市 HP、メルマガ、チラシ、佐賀県よろず支援拠点 SNS 等の活用)等の準備を連携して行う。カリキュラムの作成に際しては、多久市と検討し、創業に必要な知識を習得できているか、事業計画作成により確認する。</li> <li>・ 専門家は約 30 名を有する佐賀県よろず支援拠点の様々な専門コーディネーターから確保する。</li> <li>・ 受講後の創業に導くための継続支援は、佐賀県よろず支援拠点が行う。</li> <li>・ 創業後、佐賀県よろず支援拠点は、経営革新計画等の国や佐賀県、中小機構等の支援制度を積極的に紹介し、申請のための支援、支援制度を有効に運用するための支援等を継続して創業者</li> </ul>

の支援を行う。

- 多久市での創業を計画している者が起業塾を受講し、事業計画を策定することによって特定創業支援等の資格を満たした者については、佐賀県よろず支援拠点が住所、氏名、連絡先、受講内容及び受講日を記した個表を作成する。事業終了後直ちに多久市に提出され、個表は、多久市で管理し、計画期間終了後3年間保管する。
- 特定創業支援等事業を受けた者で多久市の証明書を発行した者には、多久市に創業時の報告を求めるとともに、未報告者については、多久市から年2回以上、封書や電話により確認調査を計画期間終了後2年後まで実施する。創業者、未創業者とも、佐賀県よろず支援拠点で継続して支援する。

計画期間

令和6年7月1日～令和11年6月30日